

令和8年9月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和8年9月9日（水） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階庁議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、榮恵、
福永哲夫、齊藤進、松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、河原まり、鳥栖萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、中津芳春委員、森嶋秀利委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第8号 農地法第3条の届出について
- (2) 議案第25号 農地法第5条の許可申請について
- (3) 議案第26号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第 8 号 農地法第 3 条の規定による届出について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 8 号農地法第 3 条の規定による届出が 4 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 8 号農地法第 3 条の規定による届出を 4 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は上島地区、鯉地区および上仲間地区。地目については田が 13 筆と畑が 3 筆の計 16 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんを希望されています。

続きまして、資料は 2 ページになります。届出番号 2 番です。所在は井寺地区。地目については畑が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 3 ページになります。届出番号 3 番です。所在は井寺地区。地目については畑が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 4 ページになります。届出番号 4 番です。所在は下六嘉地区。地目については田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました案件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 25 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畑が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となります。6ページに位置図、7ページに土地利用計画平面図を載せております。土地利用計画の内容は、申請者は現在アパートに居住されていますが、将来を見据え住宅新築を計画されています。雨水処理については、雨水浸透枳を設置し、宅内で処理を行い、オーバーフロー分は南側水路へ放流されます。生活雑排水及び汚水については、申請地東側の町道に埋設済みの公共下水道へ接続し放流されます。8ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります藤瀬委員から報告をお願いします。

(藤瀬委員) 8月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は、長年耕作はされておらず、休耕地の状態です。申請地西側の一部に農地が隣接していますが、当該隣接農地は長年耕作されておらず、また、建築物は隣接農地との境界から4メートルほど離して建築される計画であることから、周辺農地の日照及び通風への影響はないものと考えられます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は9ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、転用目的については個人住宅になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第 26 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 3 件ございます。まず、申請番号 1 番から 3 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしく申し上げます。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 10 ページになります。議案第 26 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 3 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は鯉地区。農振地域内農用地区域外の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 2 月 29 日、転貸期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日となっております。11 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 12 ページになります。申請番号 2 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、賃貸については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日となっております。13 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 14 ページになります。申請番号 3 番です。所在は犬渕地区。農振農用地の田が 5 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、賃貸については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日、転貸期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日となっております。15 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、3件の案件について、承認・可決いたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は10月9日、金曜日の9時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和8年9月9日

会長 下 田 司

委員 中 津 芳 春

委員 森 嶋 秀 利